

# 青森県報

第七百七十八号

令和六年  
六月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一  
○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……一

### 公 告

○プリンタ賃貸借契約(令和六年度)に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……二  
○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第三条第六項の規定による公示……………(地域交通・連携課) ……三  
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域企業支援課) ……四

### 公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通規制課) ……五

## 告 示

### 青森県告示第三百七十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	むつ市大畑町水木沢三四の三〇四 西手 貴之 むつ市大畑町正津川六五 川口 順一	区 域	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区 うち甲の地区 むつ市大畑 町八幡湯坂、 湯坂下、孫次 郎、間、大畑 道、二枚橋、 釣屋浜、木野 部、佐助川、 赤川、涌館、 高橋川、小目 名村、小目良 家ノ下、奈良 ノ木平、添木 及び袋石の区 域	区 分	総トン数十トン 未滿の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし てはえなわ漁業
うち乙の地区 除く甲の地区 を					

### 青森県告示第三百七十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分	住 所 名 称	売りさばき場所	年月日更

変更前	五所川原市字布屋 町一九の一六	株式会社桑田	五所川原市字寺町 五四の五	令和 六・六・二
変更後	五所川原市字布屋 町一九の一六		五所川原市字布屋 町一九の一六	

**公 告**

プリンタ賃貸借契約（令和六年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和六年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

プリンタ 一式

二 賃貸借期間

令和六年十月一日から令和十一年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付された者である

こと。

3 入札書の提出期限から開札のときまでの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。
- 2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和六年七月二十四日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

令和六年八月六日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二階二一六会議室

令和六年八月七日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札金額をもって令和六年度の契約金額とする。ただし、令和七年度から令和十年度までの各年度の契約金額は、落札金額に二を乗じた額とし、令和十一年度の契約金額は落札金額と同額とする。

6 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受について電子契約サービスを利用して行

うことが出来るものとする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Printer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. August 6, 2024

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division

Department of General Affairs

Aomori Prefectural Government

2-4-30 Shimnachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-734-9160

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第三  
条第六項の規定による公示

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第三条第一項の認定をしたので、同条第六項の規定により次のとおり公示する。

令和六年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定地域づくり事業協同組合の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

協同組合マルチワーカージョブステーション鱒ヶ沢

西津軽郡鱒ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢二四の五

2 代表者の氏名

木村才樹

二 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地

協同組合マルチワーカージョブステーション鱒ヶ沢

西津軽郡鱒ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢二四の五

三 地区

西津軽郡鱒ヶ沢町

四 事業

組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進

に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

五 認定の有効期間の満了の日

令和十六年五月十九日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）薬王堂おいらせ上久保店

上北郡おいらせ町上久保六三の三四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷孝一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷孝一

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年一月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一六五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

五二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設1

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設2

午後九時から翌午前六時まで

八 届出年月日

令和六年五月二十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

2 期間

令和六年六月二十四日から同年十月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十月二十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

# 公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十四日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第十一号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	別表第二(第十一条の二関係)	別表第二(第十一条の二関係)
路線名	区間	区間
号	一般国道百二番四十四号から青森県十和田市稲生町二十四番地三十二まで 青森県弘前市大字高田三丁目一番地一から青森県黒石市大字浅瀬石字扇田九十九番地まで	一般国道百二番四十四号から青森県十和田市稲生町二十四番地三十二まで 青森県弘前市大字高田三丁目一番地一から青森県黒石市大字浅瀬石字村上百六番地一まで
〔略〕		〔同上〕

附 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭